

作品任意登録業務に係る問題に関する通知

(关于作品自愿登记工作有关问题的通知)

1997.5.4 權弁(1997)41号 中華人民共和国国家版權局弁公室

2006.3.1 創作完成 2006.4.15 最終更新 萩原 有里 譯 <http://commentaries.asia>

各省、自治区、直轄市の版權局への通達

国家版權局が1994年12月に「作品任意登録試行弁法」を公布して以来、各地の版權局の作品任意登録業務は徐々に拡大している。但し、今年2月の調査の結果、多くの問題が存在することが分かった。例えば、手数料等の一部の問題は、今後、徐々に解決していくこととするが、その他一部の問題、特に登録手續に関する問題はすみやかに規範化する。従って、ここに以下のとおり通知する。

一、作品登録申請の必要提出書類の文書のうち、「権利保証書」を追加し、できる限り作品登録の真実性、合法性を保証する(保証書の様式は末尾に添付)。

二、作品登録申請を受理する決定を行ったものについては「受理通知書」を交付し、審査の結果、登録が認められなかった申請については、「登録拒絶通知書」を交付しなければならない(二つの通知書の様式は末尾に添付)。

三、各地の版權局は作品の登録状況を国家版權局に四半期ごとに報告書を提出しなければならない。環境が備わっている場合は、登録状況をコンピュータ入力し、データベース磁気ディスクを国家版權局に送付しなければならない。データベースの構造は登録証書の配列項目に従って構築するものとする。

四、各地の版權局は作品登録例会制度を設立し、著作権法による保護を受ける作品に該当するか否かを確定し難い作品について、例会において討議を行わなければならない。討議の結果、なお判定し難い場合は、国家版權局に指示を仰がなくてはならない。

五、作品任意登録は、異議申立手續を設けない。異議のあるものについては、報告、記録するだけである。作品登録の事実が司法審判、行政処罰により否定された場合は、司法又は行政機関が認定した事実に基づき、当該作品の登録を取り消さなければならない。

上記通知の各項の規定を真摯に執行し、作品任意登録業務をより良好に遂行するよう要請する。執行において疑問な点があれば、当局まで連絡されたい。

作品任意登録
受理通知書

番号:

申請者(又は代理人):

以下の作品の登録申請について、提出した登録表及び関係書類は、受理要件を満たしているため、これを受理した。

作品名称:

申請日:

受理番号:

受理日:

受領した書類のリスト:

- 登録表
- 法的地位(又は資格)証明
- 権利保証書
- 代理委託書
-

権利帰属に関する証明:

-
-
-

その他:

年 月 日

作品任意登録
権利保証書

番号:

当方(個人、機関、団体)が登録申請した以下の作品(製品)の権利は、当方に帰属することを保証し、提出書類は、真実、合法であることを保証します。事実に反する場合、当方がすべての法的責任を負うことを約束します。

作品(製品)名称:

ここに保証します。

申請者(印章):

年 月 日

説明:すべての作品任意登録申請者は、上記の権利保証書に署名しなければならない。他人の作品を剽窃、盗作し、登録を行い、提出書類が虚偽、非合法である場合には、相応の法的責任を負わせる他、著作権行政管理部門は状況に基づき、行政処罰を行うものとする。

作品任意登録
登記拒絶通知書

番号:

申請者(又は代理人):

提出した以下の作品の登録申請は、受理要件を満たさないため、これを登録しない。

作品名称:

申請日:

受理番号:

受理日:

【利用許諾】

次に掲げる 3つの条件を遵守する場合に限り、本著作物を自由に複製・頒布(有償であるものを除く)、展示、口述、上映、公衆送信、リンクしていただけます。1. 作者の氏名及び本 WebSite の URL を明記する。2. 形式の如何を問わず、商業上の利益及び個人的な金銭報酬を獲得又は獲得しようとしなない。3. 利用者当該条件を伝える。

【使用許可】

只要遵守下列三个条件，任何人均可复制、发行(有償除外)、展示、口述、上映、使用信息网络公开传播或者链接该作品:1. 注明作者姓名和网址 2. 不得以任何形式谋取或者获得商业利益以及个人金钱报酬；3. 告诉利用人该条件。

【授權條件】

只要遵守下列三個條件，任何人均可重製、散布(有償除外)、公開展示、公開口述、公開上映、公開傳輸或者鏈結該著作：1. 註明作者姓名和網址；2. 不得以任何形式謀取或者獲得商業利益以及個人金錢報酬；3. 告訴利用者該條件